

特に、伝統的建造物
群周辺などの六区域
を、環境美化促進地区
に指定。地区内での条
例違反に対し、指導に
従わない場合二十円以
下の過料を設定してい
る。

しかし、美化促進地
区のうちの一地区で
は違反者に二万円の罰
金を科した県条例がす
でに設定されており、
県は倉吉市を県条例の
対象地区から外す方
針。

同様な条例を設定し
た鳥取、米子市も県条
例の対象からは除外さ
れているが、過料の上
限は二万円以下。結果
として上限が引き下げ
られるが、倉吉市では
「実態に合わせた」と
話しており、県でも「住
民に一番近い自治体の
取り組みを尊重した
い」と話している。

ポイ捨てや歩行喫煙禁止 倉吉市も条例化

議会提案へ

倉吉市は公共の場所

案を、六月市議会に提

れる。

でのポイ捨てや歩行喫

案する。白壁土蔵群の

同条例案では、公共

煙を禁止し、一部の違

ある伝統的建造物群周

の場所でのポイ捨て、

反に過料を設ける「倉

辺など二地区では、県

犬のふんの放置、歩行

吉市ポイ捨て等及び公

条例で規定された違反

喫煙、吸い殻入れのあ

共の場所における喫煙

に対する罰金上限が、

る場所以外での喫煙な

の制限に関する条例」

十分の一に引き下げら

どが禁止される。